

清風台団地（小美玉市・茨城町）における建築確認審査について

平素より、茨城県建築行政の推進にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
 標記につきましては、下記について審査時に遺漏のないようお願い申し上げます。

記

1. 場所 清風台団地（小美玉市西郷地及び茨城町小幡地内）

面積：12.95ha 用途：住宅団地



2. 制限 都市計画法第41条に基づく建蔽率及び建築物の高さ

- ・ 建蔽率：50%以下（店舗併用住宅敷地は60%以下）
- ・ 高さ：10m以下とし、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は、隣地境界線までの真北方向の水平距離の1.25倍に5mを加えたもの以下

3. 留意事項

- ・ 建築確認の申請地が区域内かどうか不明確な場合は、県央建築指導室建築グループにお問い合わせ願います。
- ・ 建築基準法における天空率の適用及び角地緩和の適用はできない。

4. 参考 都市計画法第41条

（建築物の建蔽率等の指定）

第四十一条 都道府県知事は、用途地域の定められていない土地の区域における開発行為について開発許可をする場合において必要があると認めるときは、当該開発区域内の土地について、建築物の建蔽率、建築物の高さ、壁面の位置その他建築物の敷地、構造及び設備に関する制限を定めることができる。

2 前項の規定により建築物の敷地、構造及び設備に関する制限が定められた土地の区域内においては、建築物は、これらの制限に違反して建築してはならない。ただし、都道府県知事が当該区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障がないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可したときは、この限りでない。

※詳細につきましては、茨城県土木部都市局建築指導課県央建築指導室にお問い合わせください。

（TEL：029-301-4784 建築グループ）